

野木町自治基本条例  
の策定状況について  
お知らせします

野木町では、平成26年度より自治基本条例の制定に向け検討を行っています。

現在の策定状況として、広報のぎ4月号ではまちづくり推進会議での意見を中心に報告をしました。

今月号では、まちづくり推進会議での素案にもとづき、庁内委員会において検討を重ねた結果を報告します。

今後は、町民説明会やパブリックコメントを実施し、より町民の皆様のご意見が反映された条例にしてまいります。



問 総合政策部政策課 画(57) 4 1 0 1

自治基本条例(案)抜粋(庁内委員会での検討結果)

下記の条例(案)は、町民の皆様に関わりの深い条文を中心に掲載しています。

章	条文(案)	解説(抜粋)
第1章 総則	(目的) 第1条 この条例は、本町における自治の基本理念を明らかにするものであり、町民、議会、町の役割と責務を定めることにより、町民が主役のまちづくりの実現を図ることを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>この条例は、自治の基本理念を明らかにするものであり、次世代に永続的に受け継がれていくものです。</li> <li>町民、議会、町の役割と責務を定め、協働によるまちづくりを推進することで、町民が主役のまちづくりを実現することを目的としています。</li> </ul>
	(位置付け) 第2条 この条例は、本町における自治の最も基本となる規範であり、最大限尊重されるものである。 2 町は、条例、規則等の制定及び改廃に当たっては、この条例の趣旨に基づき整合性を図るものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>持続可能な町を目指していくうえで、町民、議会、町が協力していくための自治運営の旗印となる条例が求められます。そのため、この条例を「町民が主役のまちづくり」の中心にある自治の最も基本となる規範とし、最大限尊重されるものとして位置づけています。</li> </ul>
	(定義) 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 町民 次のいずれかに該当する者をいう。 ア 町内に居住している者 イ 町内に勤務している者、又は学んでいる者 ウ 町内で事業を営み、又は活動する法人その他の団体 (2) 議会 議会及び議員をいう。 (3) 町 町長及び町の執行機関をいう。 (4) 協働 町民、議会及び町がそれぞれに果たす責任と役割を認識し、対等な立場で相互に補完、協力することをいう。 (5) 参画 町民が町の立案、実施、評価及び見直しの各段階における意思形成にかかわることをいう。	<ul style="list-style-type: none"> <li>まちの振興や発展のためには、住民だけでなく、本町に関わる多くの人々の力を結集して、まちづくりや町政に参画することが重要です。そのため、本条ではこの条例で使われる用語を定義しています。</li> </ul>
	(基本理念) 第4条 町における基本理念は、次のとおりとする。 (1) 人間性の尊重 すべての町民が平等で、人間性を尊重したまちづくりを行うこと。 (2) 自然との共生 自然と暮らしが調和した、憩いとやすらぎのあるまちづくりを行うこと。 (3) 多様な主体による協働 多様な主体が、ともに支え合い、助け合い、協力し合うまちづくりを行うこと。 (4) 地域力の育成 地域の特性を活かし、地域力を高めるまちづくりを行うこと。 (5) 自主自律の精神 自らがまちづくりの担い手となって行動する、自主自律のまちづくりを行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本理念は、総合計画においても位置づけられ、自治の基本的な考えを示すとともに、まちづくり全体の基本理念となるものです。</li> </ul>
	(基本原則) 第5条 次に掲げる事項をまちづくりの基本原則とする。 (1) 協働の原則 (2) 参画の原則 (3) 情報共有の原則	<ul style="list-style-type: none"> <li>まちづくりを推進するための基本原則として「協働」「参画」「情報共有」を掲げています。</li> </ul>

章	条文 (案)	解説 (抜粋)
	<p>(町民の権利)</p> <p>第6条 町民は、次に掲げる権利を保障されるものとする。</p> <p>(1) 安全で安心して暮らす権利</p> <p>(2) 平等に公共サービスを受ける権利</p> <p>(3) 町政に参画し、提案する権利</p> <p>(4) 町政に関する情報を知る権利</p>	<p>・本条は町民の権利について規定しており、町民が主役のまちづくりを実現するうえで、4つの権利を有することを明らかにしています。</p>
	<p>(町民の責務)</p> <p>第7条 町民は、次に掲げる責務を有するものとする。</p> <p>(1) 自らの発言及び行動に責任を持つこと</p> <p>(2) 地域社会の発展に貢献するよう努めること</p> <p>(3) まちづくりに関する活動や行事に参画するよう努めること</p> <p>(4) 地域における見守りや美化などに協力し、地域で助け合うよう努めること</p>	<p>・本条は町民の責務について、4つの責務を規定しています。これらの責務は、町民に対して義務を課しているのではなく、町民が主体的に果たすべき役割を意味するものです。</p>
第2章	<p>(事業者の責務)</p> <p>第8条 事業者は、町民や町とともに、まちづくりに関する活動や行事に参画し、貢献するよう努める。</p>	<p>・事業者も町民に含まれ、町民としての権利を有するとともに、町民としての責任を負います。</p>
町民	<p>(子どもの参画)</p> <p>第9条 町民、議会及び町は、子どもがそれぞれの年齢等に応じてまちづくりに参画する機会を積極的につくり、その意見を尊重するものとする。</p> <p>2 町民、議会及び町は、子どもが安全で安心して健やかに育つ環境の整備に努める。</p>	<p>・本条は、町民、議会及び町が、子どもがまちづくりに参画するための諸問題を解決しながら、積極的にまちづくりへの参画機会を設け、将来のまちづくりを考えるにあたって、子どもの意見を尊重することを規定します。</p>
	<p>(地域自治組織)</p> <p>第10条 町民は、互いに協力し合い、身近な地域の課題を解決していくとともに、自主的な地域の自治活動に積極的に参加し、その活動を守り育てるよう努める。</p> <p>2 町は、積極的に地域自治組織の活動を支援する。</p>	<p>・ここで規定される地域自治組織とは、区、自治会、班といった地縁団体のことです。</p> <p>・町民は、地域の課題の解決に向けて互いに連携・協力し合うとともに、地域活動に積極的に・主体的に参加し、その活動を守り育てるよう努めることとしています。</p>
	<p>(町民活動への支援)</p> <p>第11条 町は、町民が行う自発的、公益的な町民活動を尊重し、その活動促進のための支援に努める。</p>	<p>・町は、町民が多様な発想に基づき自主的・自発的・継続的に行う公共的・公益的活動に対し、支援に努めることとしています。</p>
第4章	<p>(町長の責務)</p> <p>第13条 町長は、町民の安全・安心な暮らしを実現し、持続性のある町政運営に努めなければならない。</p>	<p>・町長は、町民の安全・安心な暮らしの実現を第一に考えます。また、町を統轄する立場としてリーダーシップを発揮し、持続性のある町政運営に努めることを規定しています。</p>
町	<p>(職員の責務)</p> <p>第14条 本町の職員は、町民の視点に立ち、町民の思いを理解し、公正かつ誠実な職務遂行に努めなければならない。</p>	<p>・本町の職員は、町民の視点に立ち、町民の思い・気持ちを理解し、町民に寄り添うとともに、公正かつ誠実な職務遂行に努めることを規定しています。</p>
第6章	<p>(意見公募手続)</p> <p>第17条 町は、町政に係る基本的な計画等を定めようとするときは、あらかじめ、その案を公表し、広く町民等の意見を求めなければならない。</p>	<p>・本条は、町民が町政に参加する手続きとして、意見公募手続き(パブリックコメント)制度について規定しています。</p>
町政への参画	<p>(住民投票)</p> <p>第18条 町長は、町政に係る重要事項について、直接住民(住民投票を行う主体をいう。)の意思を確認するため、住民投票を実施することができる。</p> <p>2 議会及び町は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</p> <p>3 前各項に定めるもののほか、住民投票に参加できる者の資格及び住民投票の実施に関する手続きその他必要な事項は、事案ごとに別に条例で定める。</p>	<p>・本条は、住民投票に関する基本的な考え方について定めています。住民投票は、自治体の重要な問題について住民による直接投票を行うことです。住民投票制度は、住民の利害に関連をもつ町政運営上の事項について、直接、住民の意思を確認するために行われるもので、あくまでも議会制民主主義を補完し、住民の意思を把握するための制度です。</p>